

各種組織形態の比較

形態	特別の機関 (現行の日本学術会議)	人事院	独立行政法人	国立大学法人(仮称)(注)	特殊法人・認可法人	公益法人(指定法人)
設立 根拠	個別根拠法 (日本学術会議法)	国家公務員法	独立行政法人通則法 + 個別 根拠法	根拠法制定を検討中	個別根拠法	民法
業務 運営	・総務大臣の所轄 ・日常の業務運営における大臣の関与は薄い	・内閣の所轄。政府からの強い独立性。	・国が示した中期目標に対応した中期計画に基づき、業務運営 ・国の一般的関与なし	・中期目標に対応した中期計画に基づき、業務運営。 （中期目標は各大学が提案し、文科大臣が原案を十分尊重し策定。中期計画は各大学が策定し、文科大臣が認可。） ・大学の自主性・自律性を尊重	・毎年度の予算・業務計画に基づき国の一般的指導監督を受けつつ業務運営	・国の一般的指導監督権あり 個別法により「指定法人」となる場合あり。この場合、個別法の中で個別業務に関する主務大臣の関与が規定される。
評価	・政策評価の対象	・政策評価の対象外	・各事業年度毎に評価委員会の評価 ・中期目標終了時に国による組織、業務全般の見直し	・大学による自己点検・評価 ・大学評価・学位授与機構による教育研究についての評価(大学の点検・評価に基づく) ・国立大学評価委員会(仮称)による法人運営全体に対する総合的な評価(大学評価・学位授与機構の評価を尊重)	特に制度化されていない	特に制度化されていない
財務	全額国庫	全額国庫	運営費交付金等国庫の他、民間からの寄付、事業収入等	国庫(運営費交付金) 自己収入(学生納付金、付属病院収入) 寄付金等	国庫、起債、事業収入等	補助金等、事業収入
任命 権者	・会員は内閣総理大臣 ・職員は総務大臣	・人事官は両議院の同意を経て内閣任命、天皇認証 ・職員は人事院総裁 ・総裁は人事官の中から内閣が命ずる	・法人の長及び監事は主務大臣、他の役員は法人の長 ・職員は法人の長 ・業績悪化の場合、役員の解任可能	・学長・監事は文科大臣(学長の選考は学内選考機関) ・他の役員(副学長)は学長	・法人の長・監事は主務大臣 ・他は法人の長(役員については主務大臣の認可)	国の任命権なし 「指定法人」については国の一定の関与あり
身分	会員は特別職国家公務員	人事官(3人)は特別職国家公務員	国家公務員又は非国家公務員	非国家公務員	非国家公務員 (準公務員扱いされる法人あり)	非国家公務員
留意 事項					今次行革により特殊法人等は整理する方向	年間収入の2/3以上が国からの補助金等の「補助金依存型」法人については是正(補助金の年収比率引き下げ等)の方向
情報 公開	情報公開の対象(行政機関の保有する情報の公開に関する法律) ただし、法律上、独立の「行政機関」ではない。	情報公開の対象(行政機関の保有する情報の公開に関する法律) 法律上、独立の「行政機関」。	情報公開の対象(すべて)(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律)	大学に関する情報全般を、社会に対して積極的に公表する(法律上の扱いは未定)。 国立大学は、情報公開の対象(行政機関の保有する情報の公開に関する法律)。また、法律上独立の「行政機関」。	情報公開の対象(一部除外)(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律)	公益法人全般にわたる法制上の情報公開制度なし。 事業計画書、収支予算書など業務・財務等に関する一連の資料については、原則として一般の閲覧に供することとされている(公益法人の設立許可及び指導監督基準)(H8年9月20日閣議決定)。

注) ・本比較表は、事務局にて整理、作成したものである
・国立大学法人(仮称)については、検討中の内容(中間報告による)